

○中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（抄）

平成24年9月21日中津市条例第34号

中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和56年中津市条例第39号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（2） ひとり親家庭の親 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に児童を監護しているもの

イ 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの

ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態にある女子であつて、現に児童を監護しているもの

エ 配偶者が児童扶養手当法施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある男子であつて、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの

オ 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（児童の父又は母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者であつて、現に児童を監護しているもの

（3） ひとり親家庭の児童 ひとり親家庭の親の監護を受けている児童をいう。

（4） 父母のない児童 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 父母と死別した児童

イ 父母の生死が明らかでない児童

ウ 父母から遺棄されている児童

エ 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童

オ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を

受けることができない児童

カ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(7) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(8) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、保険薬局、指定訪問看護事業者、施術所及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 ひとり親家庭等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であつて、本市に住所を有するひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童とする。

2 前項に規定するひとり親家庭の児童及び父母のない児童には、就学等の理由により、本市に住所を有しなくなった者であつて、本市に住所を有する者から現に監護を受けているものを含むものとする。

(助成対象者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) ひとり親家庭の親の前年の所得（1月から10月までの間に申請する場合には、前々年の所得とする。以下同じ。）が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(3) ひとり親家庭の親の配偶者又はひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするものの前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(4) 父母のない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童及び児童扶養手当法施行令第2条の3各号に掲げる児童を除く。）を養育する者（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。）の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(5) 父母のない児童（前号に規定する児童に限る。）を養育する者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(6) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育する者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育する者と生計を同じくするものの前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

2 前項第2号から第6号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

（受給資格）

第5条 この条例による助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に受給資格の登録を申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 助成対象者が、保険医療機関等において医療を受ける場合は、当該保険医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。

（届出等の義務）

第11条 助成対象者は、第5条第1項の規定による受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 助成対象者は、有効期間の終了その他の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給資格者証を返還しなければならない。

（受給資格の登録）

第3条 条例第5条第1項の規定によりひとり親家庭医療費受給資格の登録を申請しようとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- （1） 医療保険各法に基づく被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証
- （2） 世帯全員の住民票の写し
- （3） 戸籍謄本
- （4） その他市長が必要と認める書類

（届出の義務）

第10条 条例第11条第1項の規定に基づく変更の届出は、ひとり親家庭医療費受給資格変更届（様式第6号）により行わなければならない。この場合において、届出をしようとする者は、第3条各号に定める書類のうち、変更に係る事項を証明するものを提出するものとする。